

1. 会合名	バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ (第2回)
2. 日 時	平成25年8月7日(水) 14時00分～15時15分
3. 議 案	1. 有価証券関連バイナリー・オプション取引の事例紹介 2. 日証協における規制の方向性(案)について
4. 主な内容	1. 有価証券関連バイナリー・オプション取引の事例紹介 現在、有価証券関連のバイナリー・オプション取引を取扱っているワーキング委員より、資料1に基づき、取扱銘柄、取引の特徴、取引事例及び原資産との価格推移の比較等について説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な質問等) ・「バイナリーワンタッチオプションの取引事例」における「ワンタッチ」とは、どういう状態を指すのか。(委員) ⇒ 取引期間中に前日終値を基に設定された権利行使価格と判定価格である市場価格が同じ価格になる状態を指している。 ・顧客はバイナリー・オプション取引を行うために開設した口座で、FXや株価指数CFD取引も行うことができるのか。(委員) ⇒ 当社では、顧客に1度口座を開設していただければ、その後、当該口座のサブ口座で債券や株価指数等を原資産とするCFD取引も、バイナリー・オプション取引も行うことができる取扱いとしている。 ・提供している銘柄のうち、「日本225(参照株価指数：日経平均株価)」という銘柄の取引時間については取引所の立会時間と同じ時間帯であるが、その他の銘柄についても、各取引所における立会時間と同じ取引時間に設定しているのか。(委員) ⇒ 基本的には取引所の立会時間とほぼ等しいものもあるが、一

	部の銘柄については、当該取引所の立会時間外もバイナリー・オプション取引を行っているものもある。 例えば、「ウォール街（参照株価指数：米国ダウ工業株 30 種平均）」というバイナリーラダーオプションでは、1つの回号で約 23 時間の取引期間を設けている。現物市場で取引が行われていない時間帯は、先物市場における市場価格より算出した理論価格をもとに、オプション価格の提示を行っている。 ただし、権利行使の判定については客観的なものでなければならないと考えており、当該バイナリーラダーオプションの取引終了時間である 6：00 の判定価格は、ブルームバーグを通じて配信される当該取引所の終値を用いている。 なお、当社グループの本社がある英国では、取引期間が 5 分間のもの、あるいは 1 週間や 1 か月間のものも提供している。 ・ 株価指数を参照資産とするバイナリー・オプション取引の取引期間については、現状数値基準はないものの、実際に提供されている商品は取引期間が 1 日程度と長いものが多いということか。（委員） ⇒ そのとおりである。また、当社が提供している取引の中には「ライズ/フォール」と呼んでいる、ラダー型と同じ商品性で、取引時間が約 1 時間のものもある。 ・ 顧客属性は、ほとんどが個人か。法人も多いのか。（委員） ⇒ ほとんどが個人で、法人はごく少数である。 2. 日証協における規制の方向性（案）について 事務局より、資料 2 に基づき、日証協におけるバイナリー・オプション取引に係る規制の方向性（案）について説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 （主な意見等）
--	--

	・ オプション取引には、ノックインオプションやノックアウトオプションなど、権利行使価格以外の価格を取引条件の一つとして用いる取引もある。権利行使価格の決定時期や決定方法についての規制の検討に際しては、そのような取引条件の取引についてもどのような問題点があるか考えた方がよいのではないか。また、権利行使価格の定義は何か。（委員） ⇒ 先ほど議案１で説明のあったワンタッチ型の商品では、「ある価格」に達した時点で権利行使され、一定の金銭の授受が確定することから、その「ある価格」が権利行使価格であると思われる。一方、取引条件の一つとして、レンジ型におけるノックアウトの判定条件として用いる価格などその他の取引条件についても、どのような問題点があるか意見をいただきたい。なお、金先協の「個人向けバイナリーオプション取引業務取扱規則」において、権利行使価格は「個人向け店頭バイナリーオプションの取得者が権利行使するときにペイアウト額を確定させるために権利行使の条件としてあらかじめ定める原資産価格をいう」と定義されている。（事務局） ・ 資料２の１（１）②「異なる銘柄の取引期限の間隔」について、一律に一定時間をあけるという規制を入れた場合、例えば TOPIX と日経平均株価といった異なる指数を参照するバイナリー・オプション取引については、取引期限を同一の時間とすることも禁止するということか。（委員） ⇒ 異なる指数を参照する取引について取引期限を同時にすることを妨げるものではないと考えている。（事務局） ・ 通貨の価格を参照する指標に関しては、相関性の高い通貨ペアを設定することが可能であるが、有価証券関連の指標については商品性が異なることもあり、異なる銘柄の取引期限の間隔の規制においては考慮すべき点ではないか。（委員） ・ バイナリー・オプション取引の損益実績の開示は、バイナリー・オプション取引全体の額を纏めて開示しているのか。また、開示
--	--

	に係る様式は決められているのか。(委員) ⇒ 監督指針で求められている損益実績の開示など顧客への情報提供に係る部分については、経過措置の対象となっておらず、本年8月から監督指針及び金先協規則の適用がなされている。当社でも、通貨関連バイナリー・オプション取引全体について、損益実績の開示を予定している。(委員) ⇒ 当社では通貨関連バイナリー・オプション取引に係る損益開示を行っている。開示内容としては、金先協の規則に基づき、「顧客の支払総額に対する顧客の受取総額の割合」及び「取引を行った顧客数に対する損失が生じた顧客数の割合」を行っている。(委員)
5. その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 公社債・金融商品部（金融商品担当） （03-3667-8516）